

予防接種健康被害救済給付額一覧(B類疾病の定期接種)

(令和8年4月改訂)

(単位:円)

		対象期間	令和6年4月 ～令和7年3月	令和7年4月 ～令和8年3月	令和8年4月～
B 類 ・ 定 期 (新 型 コ ロ ナ ウ ク チ ン)	医療手当	入院月8日未満 通院月3日未満	36,900	37,900	39,100
		入院月8日以上 通院月3日以上 同一月入通院	38,900	39,900	41,100
	障害年金	1級(年額)	2,966,400	3,045,600	3,142,800
		2級(年額)	2,373,600	2,436,000	2,514,000
	遺族年金(年額)		2,594,400	2,664,000	2,748,000
	遺族一時金		7,783,200	7,992,000	8,244,000
	葬祭料		215,000	219,000	222,000

○通院・入院や死亡等のあった年月における額が適用されます。

(例)令和7年12月に5日入院、令和8年1月に15日入院した場合の医療手当の算出

→令和7年12月分:37,900円…①、令和8年1月分:41,100円…②

医療手当合計(①+②):37,900円+41,100円=79,000円

○障害年金、遺族年金の支給開始月は、「その請求があった日の属する月の翌月」です。

○控除により給付額が異なる場合があります。

○給付額は令和8年4月現在の内容です。今後変更されることがあります。

○すべての給付の種類について、請求期限があります。

医療費：当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から5年。

医療手当：医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年。

遺族年金、遺族一時金、葬祭料：死亡の時から5年。

ただし、医療費・医療手当または障害年金の支給の決定があった場合には2年。